

災害時要援護者とは？

阪神・淡路大震災や中越沖地震などにおいて、高齢者や障害者などいわゆる「災害弱者」といわれる人たちの被害が甚大であったことから、国では平成15年度から、これらの人たちの「災害時要援護者」と名称を改め、地域で支援していただく手法を考えていくことになりました。

災害時要援護者って誰のこと??

災害、特に地震などは、私たちが予想もしないときに突然襲ってきます。そんな時、私たちは、少ない情報の中で、瞬時に判断し、自分の身を守らなければなりません。

しかし、右の図のような「災害時にハンディを負う人たち」は、一人で逃げるのが困難です。これらの人たちの災害時要援護者といいます。

急速な高齢化や国際化、予想外の事故などを考えますと、**誰もが要援護者、誰もが(地域)支援者**になる可能性があります。



災害時の問題点

災害時に最も問題になるのは、災害の状況や避難の方法などの情報が、要援護者に正確に伝わらないこと、要援護者への対応方法などがわからないなど、多くの混乱が生じることです。

災害時要援護者 お年寄り・障害者など

- ・状況判断ができない
- ・限られた情報しか入手できない
- ・言葉がわからない
- ・何をすればいいのかわからない
- ・自分の状況を伝えられない
- ・対応策(行動)が限定されてしまう

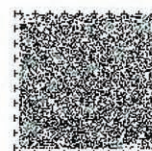
地域支援者

防災防犯協会・学区福祉委員会
民生委員児童委員

- ・要援護者がどのようなハンディがあるかわからない
- ・要援護者が何をしたいのかわからない
- ・要援護者への情報伝達方法がわからない
- ・要援護者の誘導方法がわからない

それを防ぐためには

- 災害時要援護者への情報伝達・避難方法を考えましょう
- 災害時要援護者への対応方法を考え、強化しましょう
- 災害時要援護者との交流を深め協力・援助体制を整えましょう



ひとり暮らしの高齢者 高齢者のみの世帯のかた

1 避難行動時の問題

- 通常では自力行動でできますが、要介護等には含まれる場合は外出困難
- 緊急判断ができない
- 緊急生活物資の搬出が困難
- 遠距離避難が困難

避難行動時の支援

- 迅速な情報を伝達し、避難の誘導が必要です。
- 必要物資の確保、確認が必要です。
- 長距離移動の場合は、移動手段の確保が必要です。



2 在宅たきりの高齢者

避難行動時の問題

- 自力で行動することができない
- 自分の状況を伝えることが困難
- 介護サービスが受けにくく、付き添いが必要

避難行動時の支援

- 避難する場合は車イス等移動用具と適切な移動者が必要です。
- 安全確認や状況把握が必要で、必ず確認や状況把握が必要です。



災害時要援護者を 災害援助しよう

要援護者は、一人では身を守ることが困難です。ご近所の人や災害時に近くにいる人助をお願いします。

- 声をかけ安心させてあげてください
- その場で伝えられる情報を教えてください
- 自宅にいない場合は、火の確認をしてください

災害時要援護者の身を守るために

災害時要援護者は、ひとりでは身の安全を守ることが困難なので、まわりの人たちの協力と支援が必要です。近所に住んでいる人や、災害時に近くにいる人たちから、進んで声をかけて援助するようにしましょう。要援護者のかたの状況によって支援方法が違ってきます。下記の状況を参考にしながら、地域での支援をお願いします。

認知症のかた

避難行動時の問題

- 自分で判断し、行動することができない
- 避難の必要が理解できない
- 環境変化に対応できない

避難行動時の支援

- 避難誘導してくれる人が必要です。
- 安全確認や状況把握が必要で、必ず確認や状況把握が必要です。



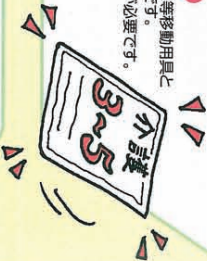
介護保険要介護度 3～5のかた

避難行動時の問題

- 「ひとり暮らしの高齢者」
- 「在宅たきりの高齢者」の状況を把握している場合が多い

避難行動時の支援

- 避難する場合は車イス等移動用具と適切な移動者が必要です。
- 安全確認や状況把握が必要です。



視覚障害のあるかた

避難行動時の問題

- 目視による緊急事態の認知が不可能
- 住み慣れた地域でも状況が変化した際の行動が難しくなる
- 車では乗り遅れやすい

避難行動時の支援

- 緊急避難情報などが来た時には必ず知らせることが必要です。
- 公署において読み上げる（音声による情報伝達及び状況説明）が必須です。
- 安全確認、避難所への歩行支援など、避難誘導をしてくれる人が必要です。



聴覚障害のあるかた、 音声・言語機能に障害のあるかた

避難行動時の問題

- 音声による情報が伝わらない（聴覚以外の緊急・危険の察知が困難、音声による避難誘導の認識が難しい）
- 緊急時でも言葉で人に知らせることができない
- 外見からは障害のあることがわからない

避難行動時の支援

- 身振や文字で伝える必要がある。
- 文字や絵を組み合わせることで、情報を伝達することが必要です。
- FAXの設置や常時筆記用紙を確保することが必要です。



肢体が不自由なかた

避難行動時の問題

- 自分の身体を守ることに難しい
- 自力で避難することが難しい

避難行動時の支援

- 家具の転倒防止など住まいの安全を確認することが必要です。
- 地域での移動支援体制づくり（車イス、スリッパ、杖等）の移動用具と援助者が必要で、車イス用トイレの確保が必要で、必ず確認や状況把握が必要です。



内部障害のあるかた

避難行動時の問題

- 自力歩行や乗り遅れやすい
- 外見からは障害のあることがわからない
- 心臓、腎臓、呼吸器などに機能障害があり、人工透析など医療的援助が必要な場合がある
- 常用医療器材（人工呼吸器、酸素ボンベなど）を必要とする人がいる

避難行動時の支援

- 医療品を携帯する必要がある。
- 医療機関との連絡体制、移送手段の確保（医療機関との連携）が必要で、必ず確認や状況把握が必要です。
- 薬、補器具やケア用品の確保が必要で、必ず確認や状況把握が必要です。



知的障害者

避難行動時の問題

- 急激な環境の変化に対応が難しい
- 一人では理解や判断が難しい（緊急事態等の認識が不十分な場合）
- 環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある。

避難行動時の支援

- 一人で行く時に危険が迫った場合には、緊急に保護する必要があります。
- 精神的に不安定にならないよう、対応が重要です。
- 常に声かけが重要です。
- 気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導することが必要です。



精神障害者

避難行動時の問題

- 精神的動揺が激しくなる場合がある
- 外見からは障害があることがわからない
- 避難から服用している薬を携帯する必要がある

避難行動時の支援

- 気持ちを落ち着かせることが必要です。
- 服薬を継続するため、本人及び援助者は、薬の名前、量を知っていることが必要です。
- 緊急医療カードを本人に交付しているので、カードに記載してある内容（精神的な動揺や声かけ）をお知らせします。



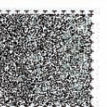
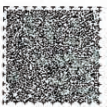
難病患者

避難行動時の問題

- 「在宅たきりの高齢者」
- 「内部障害のあるかた」と同じ
- 服薬中断等により体調悪化する

避難行動時の支援

- 「在宅たきりの高齢者」
- 「内部障害のあるかた」と同じです。
- 薬、補器具やケア用品の確保が必要です。
- 緊急医療カードを本人に交付しているので、カードに記載してある内容（精神的な動揺や声かけ）をお知らせします。



岡崎市災害時要援護者支援制度のご案内

災害時要援護者名簿へ登録しましょう

岡崎市では、災害時要援護者の中で、高齢者や障害者など市の要件に該当するかを対象に登録制度（災害時要援護者支援制度）を設けています。災害時要援護者のかたがたが、これらの支援を受けるためには登録が必要です。下記の手順で登録しましょう。

- ① 大規模災害時に一人では逃げられない人が、自分の情報を地域で見守ってくれる人に出してもいいという条件で市に登録申請をしていただけます。
- ② 市は、登録者の名簿を整理して「登録者一覧」を作り、防災防犯協会長（総代さんが兼務されている場合が多いようです）さん、地区の民生委員さん、学区福祉委員会会長さん（これらの方を「地域支援者」といいます）にお渡します。
- ③ 地域支援者の方々は、この名簿を使って、災害発生予想時に危険が迫っていることの連絡や、要援護者と一緒に避難するなどの支援をいただくとともに、これらの行動が迅速にできるように日頃から見守り活動や地域福祉活動のために利用していただけます。



災害時要援護者の登録対象となるかた

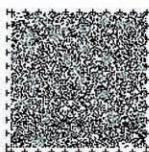
- ① ひとり暮らし高齢者、寝たきり老人等見舞金受給者（市に登録してある方に限る）
- ② 介護保険要介護3以上の認定者で在宅のかた
- ③ 65歳以上のお年寄りのみの世帯のかたで、市に登録申請をしたかた
- ④ 在宅で身体障害者第1種、知的障害者第1種、戦傷病者手帳をお持ちのかた
- ⑤ 精神障害者、難病患者のかたで一定の支援が必要なかた
- ⑥ 上記①～⑤に準ずるかたなどです。

☆（⑤に関する情報は配付しません）

登録を希望されるかたへ

登録には申請が必要です。申請方法など詳細は下記までお問い合わせください。

【問い合わせ窓口】		岡崎市福祉保健部			
① ② ③	高齢者のかた	長寿課	地域支援班	電話 23-6147	FAX 23-6520
			審査班	電話 23-6683	
④	身体・知的障害者等のかた	障害福祉課		電話 23-6113	FAX 25-7650
⑤	精神障害・難病のかた	保健所健康増進課		電話 23-6715	FAX 23-5071
⑥	制度全般の問合せ	福祉総務課		電話 23-6851	FAX 23-6857





災害時地域で取り組む助け合い ～岡崎市災害時要援護者支援制度について～

発行日 : 2009年3月19日
発行 : 岡崎市
編集 : 特定非営利活動法人 レスキューストックヤード
イラスト・レイアウト : 山田 光
印刷 : 有限会社 もくもく印刷